

がん診療連携拠点病院（国指定）整備指針（指定要件）の主な改定内容

1 「都道府県協議会における役割」を項目として追加

都道府県がん診療連携協議会（以下「都道府県協議会」という。）が十分に機能するよう、がん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）の都道府県協議会への積極的な参画を求めるとともに、適切に医療が提供されるよう、新たに「都道府県協議会における役割」が項目として追加された。

<新整備指針における記載内容>

1 都道府県協議会における役割

各都道府県の他の拠点病院等と協働して都道府県協議会を設置し、その運営に主体的に参画すること。その際、各がん医療圏におけるがん医療の質を向上させるため、当該がん医療圏を代表して都道府県協議会の運営にあたりるとともに、都道府県協議会の方針に沿って各がん医療圏におけるがん医療が適切に提供されるよう努めること。

2 診療従事者に関する人員要件の見直し

(1) 医師数が少ない医療圏における緩和要件の廃止

医師・歯科医師・薬剤師調査に基づく当該医療圏の医師数（病院の従事者）が概ね 300 人を下回る医療圏において、放射線医や病理医といった診療従事者の配置については緩和されていたが、2022 年 3 月までの期限付きの要件であったことなどから、この緩和要件は廃止された。

<医師数 300 人を下回る医療圏における診療従事者の緩和要件に関する規定>

2 診療体制

(2) 診療従事者

① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置

イ 専任（注 14）の放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を 1 人以上配置すること。

ウ 専従（注 14）の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を 1 人以上配置すること。

カ 専従の病理診断に携わる常勤の医師を 1 人以上配置すること。

<廃止された人員要件に関する規定>

キ 医師・歯科医師・薬剤師調査に基づく当該医療圏の医師数（病院の従事者）が概ね 300 人を下回る医療圏においては、2022 年 3 月 31 日までの間、イ、ウ、カに規定する専門的な知識及び技能を有する医師の配置は必須要件とはしないが、以下の要件を満たすこと。

i 専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を 1 人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。

ii 専従の病理診断に携わる医師を 1 人以上配置すること。なお、当該病理診断には、病理解剖等の病理診断に係る周辺業務を含むものとする。

(2) 放射線治療に携わる者の配置要件の厳格化

がん医療の質の維持を担保する観点から、放射線治療に携わる者の配置要件が厳格化された。

	変 更 前	変 更 後
放射線治療に携わる診療放射線技師	専従の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を <u>1人以上配置</u> すること。なお、当該技師を含め、 <u>2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置</u> することが望ましい。また、当該技師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師を <u>2人以上配置</u> することが望ましい(*)。また、当該技師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。
放射線治療における機器等の精度管理に携わる技術者等	<u>専従</u> の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等を1人以上配置すること。	<u>専従</u> の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる <u>専門的な知識及び技能を有する</u> 常勤の技術者等を1人以上配置すること。
放射線治療に携わる看護師	放射線治療室に <u>専任</u> の常勤看護師を1人以上配置すること。	放射線治療部門に、 <u>専従</u> の放射線治療に携わる <u>専門的な知識及び技能を有する</u> 常勤の看護師を1人以上配置すること。

<新整備指針抜粋>

本指針において、「望ましい(*)」と定める要件は、次期の指定要件の改定において、必須要件とすることを念頭に置いたもの

3 がん診療連携拠点病院（高度型）の廃止

患者や医療従事者にとっての施設選択の目安として導入された高度型の拠点病院については、各都道府県内の拠点病院等の役割分担を整理し、情報公開等を行うことでこれに代えられると判断され、発展的に解消された。

<廃止された高度型拠点病院に関する規定>

8 地域拠点病院（高度型）の指定要件について

(1) 地域拠点病院（高度型）

地域拠点病院（高度型）については、Ⅱの1～7の要件を満たしていることに加え、以下の要件を満たしていること。

- ① Ⅱの1～7において「望ましい」とされる要件を複数満たしていること。
- ② 同一医療圏に複数の地域拠点病院がある場合は、Ⅱの2の(1)の①に規定する診療実績が当該医療圏において最も優れていること。
- ③ 強度変調放射線療法や核医学治療等の高度な放射線治療を提供できること。
- ④ Ⅳの3の(3)に規定する緩和ケアセンターに準じた緩和ケアの提供体制を整備していること。
- ⑤ 相談支援センターに看護師や社会福祉士、精神保健福祉士等の医療従事者を配置し、相談支援業務の強化が行われていること。
- ⑥ 医療に係る安全管理体制について第三者による評価を受けているか、外部委員を含めた構成員からなる医療安全に関する監査を目的とした監査委員会を整備していること。

4 その他

(1) BCP（事業継続計画）の策定が「望ましい（＊）」規定として追加

感染症のまん延や災害等の状況下においても、必要ながん医療を提供できるよう、すべての医療機関にBCP（事業継続計画）の策定が求められていることから、次回の指定要件の改定において必須要件とすることを念頭に、「望ましい（＊）」要件として追加された。

(2) 取り組みが進んでいる項目や、一般に浸透してきている項目は削除

<主なもの>

- ・ 専門的ながん医療を提供するために設置する治療機器や治療室等の内容
- ・ 敷地内禁煙等のたばこ対策
- ・ がん相談支援センターの業務内容

<旧整備指針抜粋>

(3) 医療施設

① 専門的ながん医療を提供するための治療機器及び治療室等の設置

ア 放射線治療に関する機器を設置すること。ただし、当該機器は、リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。

イ 外来化学療法室を設置すること。

ウ 原則として集中治療室を設置すること。

エ 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌病室を設置すること。

オ 術中迅速病理診断を含めた病理診断が実施可能である病理診断室を設置すること。

カ 病棟、外来、イに規定する外来化学療法室等に、集学的治療等の内容や治療前後の生活における注意点などに関して、冊子や視聴覚教材などを用いてがん患者及びその家族が自主的に確認できる環境を整備すること。

キ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けること。

② 敷地内禁煙等

敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。

<旧整備指針抜粋>

<相談支援センターの業務>

以下に示す項目については自施設において提供できるようにすること。

- ア がんの病態や標準的治療法等、がんの治療に関する一般的な情報の提供
- イ がんの予防やがん検診等に関する一般的な情報の提供
- ウ 自施設で対応可能ながん種や治療法等の診療機能及び、連携する地域の医療機関に関する情報の提供
- エ セカンドオピニオンの提示が可能な医師や医療機関の紹介
- オ がん患者の療養生活に関する相談
- カ 就労に関する相談（産業保健総合支援センターや職業安定所等との効果的な連携による提供が望ましい。）
- キ 地域の医療機関におけるがん医療の連携協力体制の事例に関する情報の収集、提供
- ク アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する相談
- ケ HTLV-1 関連疾患であるATLに関する相談
- コ 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援
- サ 相談支援に携わる者に対する教育と支援サービス向上に向けた取組
- シ その他相談支援に関すること
以下に示す項目については自施設での提供が難しい場合には、適切な医療機関を紹介すること。
- ス がんゲノム医療に関する相談
- セ 希少がんに関する相談
- ソ AYA世代にあるがん患者に対する治療療養や就学、就労支援に関する相談
- タ がん治療に伴う生殖機能の影響や、生殖機能の温存に関する相談
- チ その他自施設では対応が困難である相談支援に関すること

※ 業務内容については、相談支援センターと別部門で実施されることもあることから、その場合にはその旨を掲示し必要な情報提供を行うこと。

兵庫県指定がん診療連携拠点病院にかかる指定要件の考え方

1 基本的方針

「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日付け健発0801第16号厚生労働省健康局長通知）の「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（以下「新指針」という。）に準じる。

2 指定要件

(1) 新指針の規定内容に変更がないことから、引き続き県指定要件を維持する項目

ア 診療従事者の資格要件等に関する「望ましい」要件は追記しない。

「がん診療連携拠点病院の整備について（新指針）」（抜粋）

II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件

2 診療体制

(2) 診療従事者

① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置

オ 緩和ケアチームに、専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、専従であることが望ましい。また、当該医師は緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが望ましい。(注)

(注)：太字部分は指定要件に含めない。

イ 診療従事者（薬物療法、精神症状の緩和に携わる医師）の「常勤」要件は変更しない。

【新指針】

○専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。

【県要綱】

○専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。

ウ 院内がん登録数などの診療実績は変更しない。

診療実績	県要綱	(参考) 新指針
院内がん登録数	年間500件以上	同左
悪性腫瘍の手術件数	年間200件以上	年間400件以上
薬物療法のべ患者数	年間500人以上	年間1,000人以上
放射線治療のべ患者数	年間100人以上	年間200人以上
緩和ケアチーム新規介入患者数	年間50人以上	同左

(2) 新指針の規定内容は変更されているが、引き続き県指定要件を維持する項目

医師数 300 人を下回る医療圏における診療従事者の緩和要件に関する規定は廃止されたが、放射線医・病理医の配置要件は変更しない。

【新指針】

- 専任の放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する**常勤**の医師を1人以上配置すること。
- 専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する**常勤**の医師を1人以上配置すること。
- 専従の病理診断に携わる専門的な知識及び技能を有する**常勤**の医師を1人以上配置すること。

【県要綱】

- 専任の放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として**常勤**であること。
- 専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として**常勤**であること。
- 専従の病理診断に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。

(3) 新指針に合わせて県指定要件を変更する項目

放射線治療に携わる者（技術者等、看護師）の配置要件を新指針の内容に合わせて変更する。

【県要綱（変更前）】

- 専任**の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる**常勤**の技術者等を1人以上配置すること。
- 放射線治療室に**専任**の**常勤**看護師を1人以上配置すること。

【県要綱（変更後）】

- 専従**の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる**専門的な知識及び技能を有する常勤**の技術者等を1人以上配置すること。
- 放射線治療部門に、**専従**の放射線治療に携わる**専門的な知識及び技能を有する常勤**の看護師を1人以上配置すること。

(4) 新指針に規定はないが、県指定要件として独自に新設する項目

現在国指定の拠点病院が、指定要件を満たさず新たに県指定の拠点病院として申請をする場合、県指定の指定要件の満たさなくても、2年間に限り当該指定要件を満たしているものとみなし、指定を行うことができる規定を設ける。

【県要綱（新設）】

国拠点病院である医療機関が、国指定期間終了後に引き続き県指定を受けるために新規申請をした場合において、指定要件を満たさない項目があるとしても、指定日から2年間に限り指定要件を満たしているものとみなし、指定を行うことができる。なお、この指定期間内に指定要件をすべて満たすことができなかつた場合は、指定の更新を行わない。

3 指定期間

(1) 指定の日から4年間。ただし、以下の場合に限り2年間の経過措置を設定する。

ア 新指針の規定に合わせて設定する経過措置

- ・「日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けていること」の要件を満たしていない場合

イ 新指針における指定要件の厳格化を受けて独自に設定する経過措置

- ・「専従の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の技術者等を1人以上配置すること」の要件を満たしていない場合
- ・「放射線治療部門に、専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること」の要件を満たしていない場合

ウ 県が独自に設定する経過措置

- ・「診療実績」の要件を満たしていない場合

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により上記3の(1)のいずれかの要件を満たさない場合、専門委員会に意見を踏まえ、その状況が県指定の拠点病院の責めに帰すべき事由によらないものであると知事が判断したときは、指定期間を必要な期間延長することができる規定を設ける。

4 既指定病院の指定期間

既指定病院のうち、令和4年度以降に指定期間が終了する場合は、指定期間を令和5年3月末までとし、新たに新指針に基づき指定する。

5 指定要件の確認

- (1) 既指定病院の令和5年4月1日からの指定更新については、令和4年度の現況報告書で指定要件を満たしている場合に限り行う。
- (2) 令和4年度中に新規指定申請が提出された場合、当該病院における同年度中の現況報告書で指定要件を満たし、現地調査でその内容を確認したときは、令和5年4月1日から新規指定病院として指定する。
- (3) 令和5年度以降に新規指定申請が提出された場合、当該病院における直近の現況報告書で指定要件を満たし、現地調査でその内容を確認したときは、速やかに新規指定病院として指定する。この場合、指定期間は指定した日から既指定病院の終期までとする。

<参考> 指定の更新手続等について

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
10月末現況報告 ☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
更新申請	4年間指定 ※指定要件を全て満たす				→	
要件緩和 (経過措置対象要件のみ満たさない施設)	暫定指定期間(2年)		2年間指定 ※指定要件を全て満たす		→	
	(指定要件を満たさない場合、取り消し)					
R5年度以降に指定期間が終了する既指定病院 R5.4月以降の指定期間はR5.3月まで						
10月末現況報告 ☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
更新申請	4年間指定 ※指定要件を全て満たす				→	
要件緩和 (経過措置対象要件のみ満たさない施設)	暫定指定期間(2年)		2年間指定 ※指定要件を全て満たす		→	
	(指定要件を満たさない場合、取り消し)					
新要綱の施行日以降	随時申請 →					
新規申請	指定時に定められた期間 ※指定要件を全て満たす				→	
10月末現況報告 ☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆

兵庫県指定がん診療連携拠点病院設置要綱の改定について

別添

項目	県設置要綱の規定内容	国の新整備指針の規定内容等	対応(案)
1 地域がん診療連携拠点病院の旧指定要件を緩和していた事項			
(1) 診療従事者	<ul style="list-style-type: none"> 専任の放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。 専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。 専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として専従であること。 緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。 専従の病理診断に携わる医師を1人以上配置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 専任の放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。 ＜変更なし＞ ＜医師数300人を下回る医療圏に関する撤廃された緩和要件＞ 専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。 専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。 ＜変更なし＞ ＜医師数300人を下回る医療圏に関する撤廃された緩和要件＞ 専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。 専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。 ＜変更なし＞ 緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。 ＜変更なし＞ 専従の病理診断に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。 ＜変更なし＞ ＜医師数300人を下回る医療圏に関する撤廃された緩和要件＞ 専従の病理診断に携わる医師を1人以上配置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし 〔国の新整備指針の規定内容に変更がないため。〕 変更なし 〔国の新整備指針の規定内容に変更がないため。〕 変更なし 〔国の新整備指針の規定内容に変更がないため。〕 変更なし 〔国の新整備指針の規定内容に変更がないため。〕 「専門的な知識及び技能を有する」の文言を追加 〔国の新整備指針に規定の文言と一致させるため。〕
(2) 診療実績	<ul style="list-style-type: none"> 院内がん登録数 年間500件以上 悪性腫瘍の手術件数 年間200件以上 がんに係る化学療法のべ患者数 年間500人以上 放射線治療のべ患者数 年間100人以上 緩和ケアチームの新規介入患者数 年間50人以上 	<ul style="list-style-type: none"> 院内がん登録数 年間500件以上 悪性腫瘍の手術件数 年間400件以上 がんに係る薬物療法のべ患者数 年間1,000人以上 放射線治療のべ患者数 年間200人以上 緩和ケアチームの新規介入患者数 年間50人以上 <p>＜変更なし＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし 県の指定要件を満たしていない場合でも、2年間の経過措置を設ける。(特段の事情がある場合、更に必要な期間延長できる措置を設ける。) 〔国の新整備指針の規定内容に変更がないため。〕
2 地域がん診療連携拠点病院の新指定要件において強化・充実された事項への対応			
(1) 診療従事者	<ul style="list-style-type: none"> 専従の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を1名以上配置すること。 専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等を1人以上配置すること。 放射線治療室に専任の常勤の看護師を1人以上配置すること。 新設 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師を2人以上配置することが望ましい。(*) ※「望ましい(*)」と定める要件については、次期の指定要件の改定において、必須要件となることを念頭に置いたものであること。 専従の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の技術者等を1人以上配置すること。 放射線治療部門に、専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。 緩和ケアチームに、緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する薬剤師及び相談支援に携わる専門的な知識及び技能を有する者をそれぞれ1人以上配置すること。これらは、他部署との兼任を可とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の新整備指針に合わせて「専門的な知識及び技能を有する」の文言は追加するが、内容は変更しない。 〔国の新整備指針の内容に実質的な変更がないため。〕 国の新整備指針に合わせ「専任」を「専従」に改めるとともに、「専門的な知識及び技能を有する」の文言は追加する。 国の新整備指針を満たしていない場合でも、2年間の経過措置を設ける。(特段の事情がある場合、更に必要な期間延長できる措置を設ける。) 〔国の新整備指針を適用〕 国の新整備指針に合わせ「室」を「部門」に、「専任」を「専従」に改めるとともに、「専門的な知識及び技能を有する」の文言は追加する。 国の新整備指針を満たしていない場合でも、2年間の経過措置を設ける。(特段の事情がある場合、更に必要な期間延長できる措置を設ける。) 〔国の新整備指針を適用〕 追加する。 〔国の新整備指針を適用〕
(2) がん相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 新設 	<ul style="list-style-type: none"> がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための患者サロン等の場を設けること。その際には、一定の研修を受けたピア・サポーターを活用する、もしくは十分な経験を持つ患者団体等と連携して実施するよう努めること。なお、オンライン環境でも開催できることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 追加する。 〔国の新整備指針を適用〕
(3) 医療安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 医療に係る安全管理の体制及び取り組み状況について、第三者による評価等を活用することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の新整備指針に合わせ「望ましい」要件を義務化する。 国の新整備指針を満たしていない場合でも、2年間の経過措置を設ける。(特段の事情がある場合、更に必要な期間延長できる措置を設ける。) 〔国の新整備指針を適用〕
3 その他			
(1) 新規指定の手続き等	<ul style="list-style-type: none"> 新設 	<ul style="list-style-type: none"> 国拠点病院である医療機関が、国指定期間終了後に引き続き県指定を受けるために新規申請をした場合において、(新県設置要綱の)指定要件を満たさない項目があるとしても、指定日から2年間に限り指定要件を満たしているものとみなし、指定を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現国拠点病院が県指定の新規申請した場合の規定を新設 〔国拠点病院は、がん医療の中核的役割を果たし、地域における信頼や医療提供体制等への貢献など、地域での期待も大きいことから、地域医療への影響を考慮し、経過措置の規定を整備〕